

# 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

## 新市建設計画策定方針（案）

### 1. 計画の名称

新市建設計画

### 2. 策定者

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

### 3. 計画の法的根拠

合併特例法第3条第1項に「市町村の合併をしようとする市町村は、以下省略」とされ、同法5条に市町村建設計画の作成手順及び記載項目例等が規定されています。

この市町村建設計画を基礎として、合併特例法により様々な財政措置が講じられることとなっています。

#### 参考：合併特例法

##### （合併協議会の設置）

第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

##### （市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 1 合併市町村の建設の基本方針
- 2 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 3 公共的施設の統合整備に関する事項
- 4 合併市町村の財政計画

## 4 . 計画策定の基本方針

### 1 ) 計画の趣旨

本計画は、天王町・昭和町・飯田川町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定する。

### 2 ) 計画の構成及び期間

本計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成し、平成17年度から平成26年度までの10か年の期間について定めるものとする。

### 3 ) 計画の内容

新市建設計画の策定に当たっては、平成15年8月完成する「新市将来構想」をベースにして、具体的な項目について肉付けを行うこととし、以下の項目に配慮して策定する。

3町が現在策定している基本構想及び国・県の計画等との整合性を図りながら、将来を展望した長期的視野に立ち、新市の将来進むべき方向を明確に定めるものとする。

公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランスに留意するとともに、本計画の実現性を高めるため、合併特例債など国・県の財政支援措置を十分活用しながら、健全な財政運営が可能な計画とする。

基本方針を実現するための主要事業については、法定協議会段階では、合併後の事業内容を、合併前に詳細に決定することは、困難が予想される。予算の確定や事業箇所決定、各事業間の優先度の判断など、不確定な部分が多岐に亘ることから、具体的な内容については、新市において検討するものとし、新市建設計画ではその大枠を定めるものとする。

## 5 . 計画の構成

### 第1章 序論

- 1 合併の必要性
- 2 計画策定の方針
  - (1) 計画の趣旨
  - (2) 計画の構成
  - (3) 計画の期間
  - (4) 行財政運営

### 第2章 地域の現況

- 1 地勢と沿革
- 2 人口
- 3 産業構造
- 4 公共施設等

### 第3章 新市建設の基本方針

- 1 新市の将来像
- 2 新市の基本目標
- 3 土地利用等
  - (1) 土地利用の方向
  - (2) 地域整備の方針
- 4 主要指標の見通し

### 第4章 新市の主要施策

- 1 環境と調和し快適で安らぎのあるまち
  - (1) 自然環境の保全
  - (2) 道路の整備
  - (3) 公共交通の充実
  - (4) 市街地の整備
  - (5) 上下水道の整備
  - (6) 住環境の整備
  - (7) 公園・緑地の整備
  - (8) 衛生環境の整備
  - (9) 消防・防災・交通安全の推進

## 2 安心して楽しく健やかに暮らせるまち

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 社会福祉の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 保険事業の充実

## 3 活力と創意工夫で豊かに暮らせるまち

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・レクリエーションの振興
- (4) 起業の促進・支援

## 4 生涯学び心豊かな人を育むまち

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 幼児・学校教育の充実
- (3) 文化、スポーツの振興

## 5 とともに支え温かにふれあえるまち

- (1) 地域コミュニティの推進
- (2) 男女共同参画社会の形成
- (3) 地域間・国際交流の推進
- (4) 情報化の推進

## 第5章 新市における県事業の推進

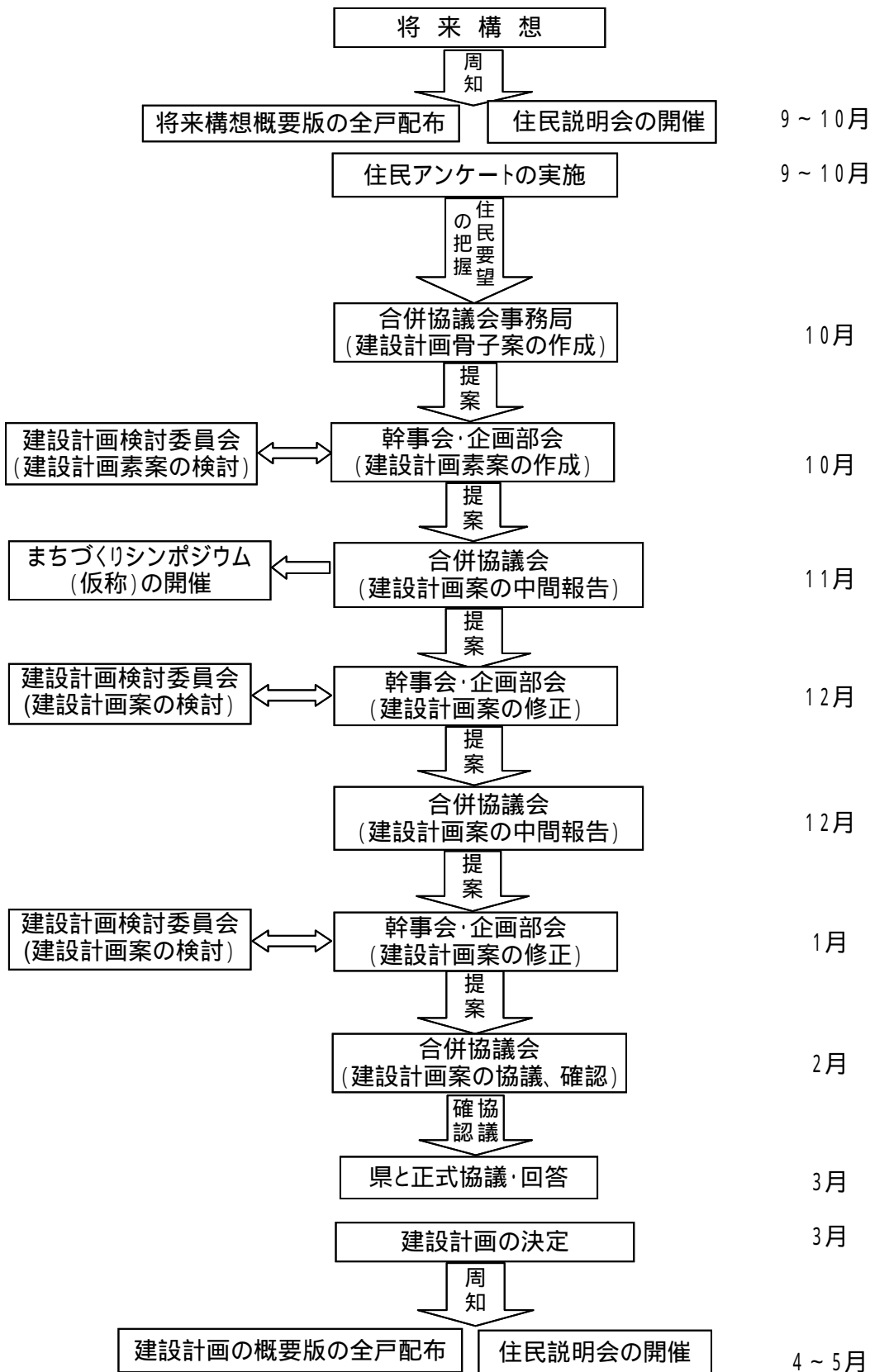
## 第6章 公共施設の適正配置と整備

## 第7章 財政計画

- 1 前提条件
- 2 前期財政計画
- 3 後期財政計画

## 6. 計画の策定体制

### 新市建設計画策定フロー図



## 7. 新市建設計画の策定の進め方

- (1) 新市建設計画の骨子案の作成  
協議会事務局が建設計画骨子案を作成する。
- (2) 「幹事会・企画部会」について  
「幹事会・企画部会」は、協議会事務局が作成した建設計画骨子案に意見を述べ、建設計画素案を作成する。
- (3) 「新市建設計画検討委員会」について  
「建設計画検討委員会」（以下、「検討委員会」）は、「幹事会・企画部会」が作成した建設計画素案を、検討し意見を述べる。  
「検討委員会」は必要に応じて開催する。
- (4) 「協議会」について  
「協議会」は、「検討委員会」が検討した建設計画案を協議する。最終確認後、新市建設計画を県へ提出する。
- (5) 計画素案に反映させる事項について  
ア「協議会」が実施する「住民アンケート調査」の結果を、計画素案に反映させる。  
イ「協議会」が実施する「まちづくりシンポジウム（仮称）」の参加者の意見を、計画素案に反映させる。  
ウ構成市町村が実施した市町村合併に関する住民意識調査の結果と住民説明会の意見を、計画素案に反映させる。

建設計画（案）作成に当たり、分析、検証等について、委託業者を各会議に出席させ共同作業で行う。

## 8. 新市建設計画の成果品（予定）

(1) 本編 A4版、70ページ程度

(2) 概要版（ダイジェスト版） A4版、20ページ程度

## 9. 住民意見の聴取等

### (1) 住民説明会（各町主催）

実施期間：平成15年9月～

実施日等：会場、日時、日程は各町で設定

説明趣旨：将来構想の概要版で内容説明及び新市建設計画の策定手順

### (2) 新市建設計画検討委員会の開催

実施期間：平成15年9月～

設置要綱：別紙

### (3) 新市に向けた住民アンケートの実施

実施時期：平成15年9月（予定）

開催要項：別紙

### (4) 新市まちづくりシンポジウム（仮称）の開催

実施時期：平成15年11月（予定）

開催要項：検討中

### (5) 住民説明会（各町主催）

実施期間：平成16年4月～

実施日等：会場、日時、日程は各町で設定

説明趣旨：「新市建設計画」の概要版で内容説明

## 新市建設計画検討委員会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町（以下「3町」という。）の合併後の新市建設計画案（以下「建設計画案」という。）を策定するため、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）は協議会規約第18条に基づき、新市建設計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 検討委員会は、建設計画案に関し意見を述べ、必要な事項の検討を行うものとする。

### （組織）

第3条 検討委員会は、委員18名で組織する。

2 委員は、3町の町民 各6名 を協議会の会長が委嘱する。

### （役員）

第4条 検討委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 2名

2 役員は、委員となる者の互選により定めるものとする。

### （職務）

第5条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる

### （関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の3町の関係職員等の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

### （会議の傍聴）

第8条 検討委員会の会議の傍聴については、協議会会議傍聴規程の例による。

### （報酬、費用弁償及び旅費の額）

第9条 検討委員会の委員等の報酬、費用弁償及び旅費の額並びに支給方法については、協議会報酬及び費用弁償に関する規程の例による。

### （庶務）

第10条 検討委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

### （委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年 月 日から施行する。



# 新市建設計画策定に係るアンケート調査（案）

## 1 目 的

新市建設計画の策定に当たり、天王町・昭和町・飯田川町の住民意向を把握するため、アンケート調査を実施する。

## 2 実施時期（目標）

- ・平成15年 9月中旬 / 調査表の配布
- ・平成15年10月上旬 / 調査表の回収
- ・平成15年10月中旬 / 集計・分析

## 3 調査対象

3町の15歳以上の住民に対し年代別男女別に10%を抽出し調査する

## 4 調査表の配布及び回収方法

- ・各町の協力を得て、対象者の選定を行う
- ・配布及び回収は郵送にて行う

## 5 調査内容

- ・ 公共施設の広域利用状況
- ・ 合併に向けての取り組み状況
- ・ 合併への期待、効果、懸念事項
- ・ 町の現状認識・将来の発展には何が必要か
- ・ 優先的に取り組むべき施策や施設整備
- ・ その他自由記載（意見，要望，提言等）等

## 6 そ の 他

- ・ 新市建設計画に、住民の意見や意向を反映させていくことを説明。
- ・ 調査結果は、合併協議会の場合及び広報紙、ホームページにより公表する。

## 住民説明会開催計画（案）

### 説明会場（案）

#### 天王町（5カ所）

1. 追分地区（勤労青少年ホーム）
2. 出戸地区（出戸新町ことぶき荘）
3. 二田地区（天王町公民館）
4. 湖岸地区（羽立ことぶき荘）
5. 天王地区（天王ことぶき荘）

#### 昭和町（4カ所）

1. 中央地区（昭和町農村環境改善センター）
2. 西部地区（湖南交流センター）
3. 南部地区（南部児童館）
4. 豊川地区（豊川コミュニティホーム）

#### 飯田川町（3カ所）

1. 下虻川地区（飯田川町公民館）
2. 和田妹川・金山地区（和田妹川公民館）
3. 飯塚地区（飯塚児童館）

将来構想説明会 平成15年9月頃開催  
建設計画説明会 平成16年4月頃開催

## シンポジウムの開催〔まちづくりシンポジウム（仮称）〕（案）

開催期日 平成15年11月頃  
開催場所 （1カ所選定）  
天王町総合体育館  
又は羽城中学校視聴覚ホール  
講師等 講師 1名（合併市長か大学教授）  
パネリスト 名（各町 名+有識者 名）